『アーキテクチャと法―法学のアーキテクチュアルな転回?』

松尾陽編

出典:

弘文堂(2017年)

本書は、アーキテクチャ論をどのように法学が受け止めることができるのかにあるかということを主題とした、情報法研究者、民法研究者、法哲学研究者、刑事法研究者、憲法研究者など各分野の専門家による論考が掲載されている(座談会も含め全 8 章構成)。 具体的な構成は以下のとおり。

はしがき

- 第1章 「法とアーキテクチャ」研究のインターフェース一代替性・正当性・正統性という三つの課題(松尾陽)
 - 第2章 アーキテクチャの設計と自由の再構築 (成原慧)
 - 第3章 個人化される環境―「超個人主義の逆説」? (山本龍彦)
 - 第4章 技術の道徳化と刑事法規制(稻谷龍彦)
- 第5章 アーキテクチャによる法の私物化と権利の限界—技術的保護手段は複製の自由 を侵害するのか(栗田昌裕)
 - 第6章 貨幣空間の法とアーキテクチャ(片桐直人)
 - 第7章 憲法のアーキテクチャー憲法を制度設計する(横大道聡)
- 第8章 〔座談会〕法学におけるアーキテクチャ論の受容と近未来の法(大屋雄裕(ゲスト)・松尾陽・栗田昌裕・成原慧)

各論者によって問題関心にズレはあるものの、いずれもアーキテクチャの特徴については行動に関する物理的なコントロール、すなわち人々の行動を一定の方向へと誘導する 手法として了解されている。

法とアーキテクチャとの接点および両者の関係を明らかにしつつ、アーキテクチャが法理論に与えるインパクトがどのようなものか(どのようなものであるべきか)という課題を探求するという本書前半において、アーキテクチャという新たな規制手段に関する研究の生成過程と日本における当該分野の受容について紹介されている。ここでは、ローレンス・レッシグおよびキャス・サンスティンの法とアーキテクチャ研究に関する議論から出発し、アーキテクチャ論が当初は人間を無意識のうちに操作する新たな権力に対して警戒する言説として受容されたものとして整理されている。しかしながら、2000年代の日本においてはむしろこれを肯定的に捉えて積極的に活用し、アーキテクチャを用いた社会設

計の方法についての実現可能性を模索する試みがなされてきたことが指摘される。このことは同時に、アーキテクチャによる統治や社会秩序の設計が受容され、これが人々の権利や自由の基礎を構築するものになるにしたがい、他方でアーキテクチャが人々にとっては無意識的に、不透明にこれらの自由や権利を制限する可能性が生じることを意味している。こうした「見えない制約」を可視化し、論争をうながすためにも、アーキテクチャの立憲的・民主的統御の在り方が明らかにされなければならない。その意味において、レッシグおよびサンスティンの議論を批判的に再検討し続けながら、アーキテクチャについて語る際、問題となるコンテクストに即してどのようにして複数のアーキテクチャ論を選び取るのか、アーキテクチャをめぐる問題をどのように提示するべきか等の課題が生じているとされる。

本書の内容として、より個別的には刑事法規制とアーキテクチャ論の関係、憲法が想定する「個人」像(近代の個人主義概念)という切り口によってアーキテクチャに潜伏する「憲法問題」を検討するなどの論考がある。いずれも科学技術や人工知能などの飛躍的発展により、法的なものが想定していた「責任」観や「人間」像、「個人」観が徐々に変容しており、既成の具体的な法制度の在り方にも変化が迫られていること、しかしながら他方で、私法の領域でそのような変化を積極的に受容した場合、ままとして近代憲法の秩序像との間に矛盾や隔たりが生じ得ることが指摘される。アーキテクチャを規制として、場合によっては自由を構成するものとして捉え、その積極的活用の不可逆性を認めながらも、こうした状況に取り囲まれた諸個人が一体いかなる規制に服しており、この統制に関して私法および公法からいかなる問題提起が可能であるかを自覚的に検討しなければならない。